

1 目的

近年、家庭から出るアルミ缶などの資源物等の持ち去り行為が多発しており、市民が安心してごみを出すことができる環境の確保を目指すともに、資源物の再生利用を目的に市民が行う地域集団回収を促進するため、持ち去り防止対策を推進する。

2 概要

平成26年4月1日から持ち去り及び買い取り行為を禁止する条例を施行し、①地域集団回収への排出誘導、②パトロールの強化、③広報啓発の強化等、持ち去り防止対策を強化して実施している。

持ち去り行為を条例で禁止！ (平成26年4月施行)

- **家庭ごみ及び地域集団回収**からの持ち去り行為を禁止
- 禁止命令違反者には5万円以下の過料
- **買い取り行為**についても**禁止**し、違反者は氏名等の公表



政令市初！

3つの対策により条例の有効性を確保！

① 地域集団回収への誘導

- アルミ缶の報奨金を増額【5円/kg⇒50円/kg】

インセンティブ強化! 10倍



地域活動を活性化

② パトロールの強化

- 夜間パトロールを増強
- 指導専門員の配置 (警察OB, 福祉経験者)
- 買い取り業者へ訪問指導



③ 広報啓発の強化

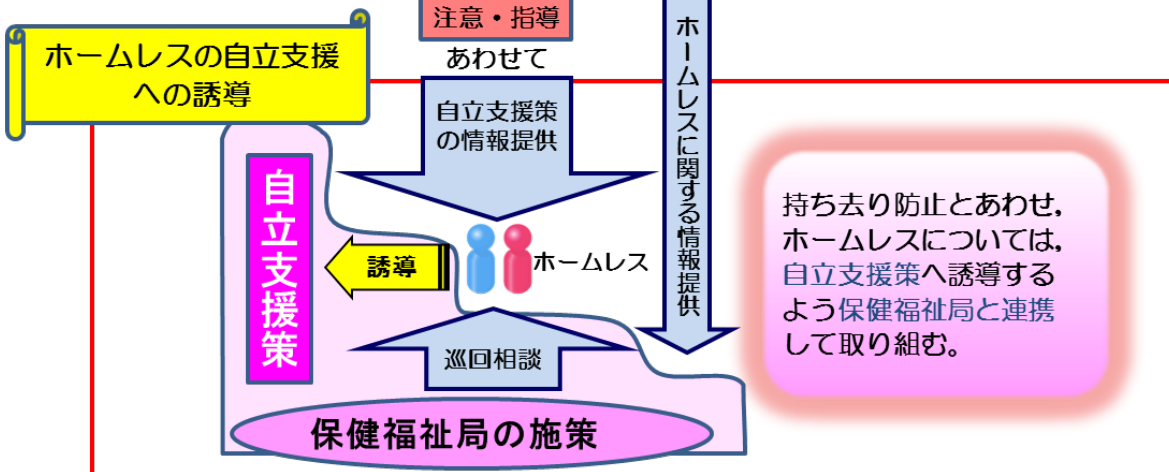
- 集合住宅のごみ置き場用警告看板の製作・配布等

家庭ごみの持ち去り行為は条例で禁止されています

条例に違反して収集等の持ち去り行為を行った場合、持ち去り行為の禁止を命じられることがあります。
さらに、収集等の持ち去り行為の禁止命令に違反して、持ち去り行為を行った場合、5万円以下の過料に処せられることがあります。

Ordinances prohibit the removal of garbage from garbage collection sites.
Persons found to have breached regulations by removing garbage may be ordered to stop.
If such persons are subsequently found to have breached that order to stop removing garbage, they may be issued with a penalty of up to 500,000 yen.

福岡市



3 持ち去り禁止条例施行後の持ち去り行為の状況等について

(1) 全市一斉実態調査結果

	条例施行前 (25年度)		条例施行後 (26年度)
	4/17(水)	10/3(木)	5/21(水)
実施日	4/17(水)	10/3(木)	5/21(水)
発見件数	89件	73件	12件
車両台数	54台	30台	4台
人数	105人	78人	14人

(2) 夜間パトロール実績

	4月	5月	6月	7月	8月
発見件数	89件	71件	42件	14件	14件
車両台数	29台	35台	33台	7台	8台
人数	97人	78人	46人	15人	20人

(3) 月別アルミ売却量

	4月	5月	6月	7月	8月
26年度	111.00 t	124.81 t	127.39 t	114.43 t	122.34 t
25年度	82.81 t	79.82 t	73.21 t	69.95 t	82.51 t
前年比	134.0%	156.4%	174.0%	163.6%	148.3%

(4) 苦情・通報等件数

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (4~8月)
苦情・通報件数	4件	15件	107件	191件	264件	110件

(参考) 持ち去り車両の写真

